岩手県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第77号

岩手県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第26条第1項及び第30条第1項の規定による特定水産資源(法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。)の漁獲量等の報告(以下「漁獲量等の報告」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

- 第2条 漁獲量等の報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、別に定める様式による報告書を提出して行うことができる。
- 2 前項ただし書に規定する報告書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に 規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合 における法第26条第1項及び法第30条第1項に規定する期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

(代理人による報告)

第3条 漁獲量等の報告を行う者が、代理人によって当該報告をする場合には、あらかじめ、別に定める様式による委任状を知事 に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。